

○臨時適性検査の実施に関する事務取扱要綱の制定について

(平成26年5月27日例規第28号／神免発第205号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 運転適性相談(第3条―第5条)  
第3章 免許申請者及び更新申請者による病状等の申告(第6条―第9条)  
第4章 臨時適性検査対象者発見時の措置(第10条―第16条)  
第5章 医師からの届出及び確認要求(第17条―第21条)  
第6章 暫定停止(第22条―第35条)  
第7章 臨時適性検査の実施(第36条―第47条)  
第8章 仮運転免許に係る臨時適性検査(第48条―第54条)  
第9章 雑則(第55条・第56条)  
附則

この度、別添のとおり臨時適性検査の実施に関する事務取扱要綱を制定し、平成26年6月1日から運用することとしたので、部下職員に周知し、運用上誤りのないようにされたい。

別添

臨時適性検査の実施に関する事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、神奈川県道路交通法施行細則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）、道路交通法に基づく神奈川県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年神奈川県公安委員会規則第4号）、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（平成26年神奈川県警察本部訓令第4号）その他別に定めるもののほか、臨時適性検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び法第107条の4第1項に規定する適性検査をいう。ただし、身体の障害で法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかである者に係るものを除く。
- (2) 運転適性相談 法第90条第1項第1号から第2号まで及び法第103条第1項第1号から第3号までに該当するおそれのある者からの運転免許（以下「免許」という。）の取得又

は継続の適否に関する相談をいう。

- (3) 質問票 法第89条第2項、法第101条第4項及び法第101条の2第2項に規定する質問票をいう。
- (4) 報告書 法第101条の5及び法第107条の3の2に規定する必要な報告を求める書面をいう。
- (5) 暫定停止 法第104条の2の3第1項の規定に基づく免許の効力の停止をいう。

## 第2章 運転適性相談

### (運転適性相談)

第3条 交通部運転免許本部試験課長（以下「試験課長」という。）は免許を取得しようとする者に、交通部運転免許本部免許課長（以下「免許課長」という。）は免許を継続しようとする者に対し、運転適性相談を行うものとする。

### (受理時の措置)

第4条 試験課長及び免許課長（以下「主管課長」という。）は、運転適性相談を受理したときは、運転適性相談受理・個別聴取結果票（第1号様式。以下「受理・結果票」という。）を作成するものとする。

### (運転適性相談終了書の交付)

第5条 主管課長は、運転適性相談が終了し、免許の取得又は継続が可能であると認めたときは、運転適性相談終了書（第2号様式。以下「相談終了書」という。）を作成し、交付するものとする。

## 第3章 免許申請者及び更新申請者による病状等の申告

### (質問票の措置)

第6条 主管課長は、免許を取得しようとする者（以下「免許申請者」という。）並びに法第101条第1項に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者及び法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新を申請する者（以下「更新申請者」という。）から質問票の提出を受けた場合において、当該質問票の回答欄の「はい」にレ印があるときは、病気の症状及び身体の状況（以下「病状等」という。）について聴取（以下「個別聴取」という。）を行い、受理・結果票を作成するものとする。

- 2 細則第31条に規定する免許証の更新申請を受理する警察署の長（以下「更新取扱署長」という。）は、更新申請者から質問票の提出を受けた場合において、当該質問票の回答欄の「はい」にレ印があるときは、個別聴取を行い、受理・結果票を作成するものとする。
- 3 更新警察署長は、前項の個別聴取を行うときは、交通課に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員に対応させるものとする。この場合において必要と認めるときは、免許課長の助言を受けるものとする。
- 4 更新警察署長は、個別聴取を行った結果、当該個別聴取に係る者を臨時適性検査を要すると認められる者（以下「臨適対象者」という。）と認めたときは、免許課長に速報するとともに、臨時適性検査対象者発見通報書（甲）（第3号様式。以下「通報書（甲）」という。）を作成し、当該臨適対象者の質問票の写し及び受理・結果票を添付して直ちに送付するものとする。

- 5 更新警察署長は、臨適対象者に対し、後日、交通部運転免許本部免許課（以下「免許課」という。）から臨時適性検査の通知がなされる可能性がある旨を教示するものとする。
- 6 更新取扱署長は、個別聴取を行った結果、当該個別聴取に係る者を臨適対象者に該当しないと認めたときは、速やかに個別聴取結果票送付書（第4号様式）を作成し、当該個別聴取に係る者の受理・結果票を免許課長に送付するものとする。
- 7 免許課長は、第4項の規定による速報があったときは、速報簿（第5号様式）に記載して受理するものとする。

（経由申請における質問票の措置）

第7条 免許課長は、運転免許取扱要綱の制定について（昭和63年3月10日 例規第5号、神免発第52号、神試発第27号。以下「免許取扱要綱」という。）第66条の2第1項に規定する経由申請を受理した場合において、受理した質問票の回答欄の「はい」にレ印があるときは、住所地を管轄する公安委員会から個別聴取がある旨を経由申請に係る更新申請者に教示するものとする。

- 2 免許課長は、免許取扱要綱第66条の2第2項の規定により、他の都道府県公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）から質問票の送付を受けた場合において、当該質問票の回答欄の「はい」にレ印があるときは、速やかに当該質問票に係る更新申請者に対して個別聴取を行い、受理・結果票を作成するものとする。

（相談終了書を交付された者に対する取扱い）

第8条 主管課長及び更新取扱署長は、免許申請者等の個別聴取において、その者が申請の前1年（病状により6月）以内に適性相談を終了し、相談終了書（有効期間内に限る。）を交付されている場合は、運転適性相談終了後の病状等の変化についての聴取にとどめることができる。

- 2 前項の場合において、主管課長及び更新取扱署長は、相談終了書の有効期間（交付の日から1年又は病状により6月）が経過しているときは、個別聴取を行うものとする。
- （他の公安委員会から相談終了書を交付された者に対する取扱い）

第9条 主管課長及び更新取扱署長は、免許申請者等が他の公安委員会から相談終了書の交付を受けた者である場合は、個別聴取を行うものとする。

#### 第4章 臨時適性検査対象者発見時の措置

（運転適性相談受理時の措置）

第10条 免許課長は、運転適性相談を行った場合において、当該運転適性相談に係る者（以下「相談者」という。）を臨適対象者と認めたときは、臨時適性検査対象者発見通報書（乙）（第6号様式。以下「通報書（乙）」という。）を作成し、当該相談者に係る受理・結果票及び臨時適性検査を行う必要性を疎明する資料（以下「臨適資料」という。）を添付するものとする。

- 2 試験課長は、運転適性相談を行った場合において、相談者（仮運転免許保有者を除く。）を臨適対象者と認めたときは、その者に係る通報書（甲）を作成し、受理・結果票及び臨適資料の写しを添付して免許課長に通報するものとする。

（個別聴取時の措置）

第11条 個別聴取を行った場合については、前条の規定を準用する。この場合において、

「運転適性相談」とあるのは「個別聴取」と読み替えるものとする。

(運転免許試験合格者の措置)

第12条 試験課長は、運転免許試験に合格した者（仮運転免許試験合格者を除く。）を臨適対象者と認めたときは、通報書（甲）を作成し、受理・結果票及び臨適資料の写しを添付して免許課長に通報するものとする。

(警察活動における発見時の措置)

第13条 所属長は、警察活動を通じて、運転免許保有者（仮運転免許保有者を除く。）及び法第107条の2に規定する国際運転免許証等を所持する者を臨適対象者と認めたときは、通報書（甲）を作成し、臨適資料を添付して免許課長に送付するものとする。

2 所属長は、前項の場合において、法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当しているかを調査するため必要があると認めるときは、当該臨適対象者に規則第29条の2の3に規定する報告書（以下「報告書」という。）を交付して速やかに報告をするよう求めるものとする。

3 所属長は、当該臨適対象者が前項の報告書の受け取りを拒否する等したときは、その状況を書面により明らかにし、臨適資料とするものとする。

(必要的臨適対象者等把握時の措置)

第14条 免許課長は、法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を要すると認められる者（以下「必要的臨適対象者」という。）を把握したときは、通報書（乙）を作成し、臨適資料を添付するものとする。

2 免許取扱要綱第61条の19第2項に規定する即日交付署長は、必要的臨適対象者を把握したときは通報書（甲）を作成し、臨適資料を添付して免許課長に通報するものとする。

3 免許課長は、道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱の制定について（平成6年5月6日 例規第37号、神免発第124号、神交企発第174号、神試発第89号）第123条の2に規定する通報（以下「特異者通報」という。）を受けたときは、受理・結果票を作成し、臨適資料を添付するものとする。

(住所地が神奈川県以外にある場合の措置)

第15条 免許課長は、臨適対象者の住所地が神奈川県以外にあるときは、臨適検討対象者通報書（第7号様式）を作成し、通報書（甲）及び臨適資料を添付して速やかに当該臨適対象者の住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

(申出があった場合の措置)

第16条 免許課長及び更新取扱署長は、政令第37条の7第2項第1号の規定による臨時適性検査を受けたい旨の申出があったときは、臨時適性検査申請書（第8号様式）により当該申出を受理するものとする。ただし、当該申出に係る者が、身体に障害等がある者（身体の障害で法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかである者に限る。）である場合には、運転免許取扱要綱第72条の定めるところによる。

2 前項本文の場合において、免許課長にあっては通報書（乙）を作成して臨適資料を添付し、更新取扱署長にあっては通報書（甲）を作成した上、臨時適性検査申請書及び臨適資料を添付して免許課長に送付するものとする。

## 第5章 医師からの届出及び確認要求

### (医師からの届出の際の措置)

第17条 警察署長は、医師から法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当している者（以下「一定の病気等である者」という。）についての届出（以下「一定の病気等である者についての届出」という。）があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 口頭による場合 医師の本人確認を行った上で届出書（第9号様式）に記載させ、受理すること。この場合において、届出書の記載を拒んだときは、当該届出の内容を聞き取り、届出受理書（第10号様式）を作成し、それにより受理すること。
  - (2) 電話による場合 当該医師の連絡先を聴取し、免許課の担当係の者から折り返し連絡がある旨を教示するとともに、免許課長に速報し、その経緯を書面により明らかにすること。
  - (3) 事前の連絡がなく、口頭又は電話以外の方法による場合 免許課長に速報するとともに、通報書（甲）を作成し、当該届出の内容を書面にしたものを添付して、速やかに送付すること。
- 2 警察署長は、前項第1号の規定により届出があった場合は、免許課長に速報するとともに、通報書（甲）を作成し、届出書又は届出受理書を添付して速やかに送付するものとする。

第18条 免許課長は、医師から一定の病気等である者についての届出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 口頭による場合 医師の本人確認を行った上で届出書に記載させ、受理すること。この場合において、届出書の記載を拒んだときは、当該届出の内容を聞き取り、届出受理書を作成し、それにより受理すること。
  - (2) 電話による場合 医師の本人確認を行った上で、届出書及び返送用封筒の郵送をすること又は届出書の電子データを電子メールに添付して送信をすることのいずれかを選択させ、返送された届出書又は送信された届出書のデータにより受理すること。この場合において、当該電子データを電子メールに添付して送信をすることを選択したときは、その電子データをPDFデータに変換した上で送信するよう依頼すること。
  - (3) 事前の連絡がなく、口頭又は電話以外の方法による場合 電話連絡又は面接により医師の本人確認を行った上で受理すること。
- 2 免許課長は、前項の届出を受理したときは、通報書（乙）を作成するものとする。
- 3 免許課長は、前条第1項第2号の規定による速報又は同項第3号の通報書（甲）の送付を受けたときは、直ちに当該医師に電話連絡又は面接を行い、第1項第1号及び第2号の措置をとるものとする。

### (住所が神奈川県以外にある場合の措置)

第19条 免許課長は、前2条の規定による通報又は届出を受けた者の住所が神奈川県以外にあるときは、届出移送通知書（第11号様式）により、その者の住所地を管轄する公安委員会に届出書又は届出受理書の写しを送付するものとする。

### (確認要求の際の措置)

第20条 警察署長は、医師から一定の病気等である者が運転免許を受けた者であるかの確

認（以下「確認要求」という。）があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 口頭による場合 医師の本人確認を行った上で確認要求書（第12号様式）に記載させ、受理すること。この場合において、確認要求書の記載を拒んだ場合は、当該確認要求の内容を聞き取り、確認要求受理書（第13号様式）を作成し、受理すること。
  - (2) 電話による場合 当該医師の連絡先を聴取し、免許課の担当係の者から折り返し連絡がある旨を教示するとともに、免許課長に速報し、その経緯を書面により明らかにすること。
  - (3) 事前の連絡なく、口頭又は電話以外の方法による場合 免許課長に速報するとともに、当該確認要求の内容を書面にしたものを速やかに送付すること。
- 2 警察署長は、前項第1号の規定により確認要求があった場合は、免許課長に速報するとともに、確認要求書又は確認要求受理書を速やかに送付するものとする。

第21条 免許課長は、確認要求があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 口頭による場合 医師の本人確認を行った上で確認要求書を記載させ、受理すること。この場合において、確認要求書の記載を拒んだ場合は、当該確認要求の内容を聞き取り、確認要求受理書を作成し、受理すること。
  - (2) 電話による場合 医師の本人確認を行った上で、確認要求書及び返送用封筒の郵送すること又は確認要求書の電子データを電子メールに添付して送信することのどちらかを選択させ、返送された確認要求書又は送信された確認要求書データにより受理すること。この場合において、確認要求書の電子データを電子メールに添付して送信することを選択した場合は、その電子データをPDFデータに変換した上で送信するよう依頼すること。
  - (3) 事前の連絡がなく、口頭又は電話以外の方法による場合 電話連絡又は面接により医師の本人確認を行った上で受理すること。
- 2 免許課長は、前条第1項第3号による送付又は同条第2項による速報を受けたときは、速やかに当該医師に電話連絡又は面接を行い、前項第1号又は第2号の措置をとるものとする。
- 3 免許課長は、要求をした医師に対し、原則として、回答書（第14号様式）を配達記録の残る方法により郵送して回答するものとする。

## 第6章 暫定停止

（交通事故取扱い時の措置）

第22条 神奈川県警察第二交通機動隊長、神奈川県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「交通事故」という。）を取り扱った場合において、交通事故の状況から判断して、当該交通事故の当事者が一定の病気等である者（以下この章において「暫定停止対象者」という。）の疑いのある者のときは、免許課長に速報するとともに、暫定停止事案速報・受理・認知報告書（第15号様式。以下「暫定停止報告書」という。）を作成するものとする。

- 2 警察署長等は、交通事故の取扱いにおいて暫定停止対象者の疑いのある者を認知した

ときは、交通事故の捜査を担当する警察官を臨場させ、暫定停止対象者の疑いのある者、当該交通事故の状況を知り得る者、当該暫定停止対象者の疑いのある者の病状等を知る者等から事情を聴取するなどして、法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当するかを聴取するものとする。

- 3 前項の場合において、警察署長等は、聴取等をした結果についての書面（以下「暫定停止資料」という。）を作成し、直ちに通報書（甲）に暫定停止資料及び暫定停止報告書の写しを添付して免許課長に送付するものとする。

（速報受理時の措置）

第23条 免許課長は、前条第1項の規定による速報を受けたときは、同条第2項の規定により臨場した警察官及び暫定停止対象者の疑いのある者から法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当すると疑う事由について聴取し、暫定停止報告書を作成するものとする。

- 2 前項の場合において、免許課長は、当該暫定停止対象者の疑いのある者について、暫定停止対象者に該当すると判断したときは、直ちに規則第29条の3第2項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師（以下「認定医師」という。）による臨時適性検査の期日及び場所を指定するものとする。この場合において、当該暫定停止対象者の疑いがある者が規則第29条の3第4項で規定された主治の医師（以下「主治医」という。）の診断書の提出を希望するときは、当該診断書の期限及び提出場所を合わせて指定するものとする。

- 3 前項の臨時適性検査の期日の指定が決定できないときは、速やかに認定医師と調整するものとする。

（住所地が神奈川県以外にある場合の措置）

第24条 免許課長は、第22条第1項の規定による速報を受けた場合において、暫定停止対象者の疑いのある者の住所地が神奈川県以外にあるときは、住所地を管轄する公安委員会に臨適検討対象者通報書に暫定停止資料を添付して送付するものとする。

（暫定停止の上申）

第25条 免許課長は、運転免許行政処分取扱要綱の制定について（昭和62年2月25日 例規第5号、神免発第60号、神試発第36号。以下「行政処分取扱要綱」という。）第45条に規定する行政処分決定書（第43号様式の2）を作成して警察本部長に暫定停止の上申を行うものとする。

（暫定停止の決定）

第26条 暫定停止の決定は、前条の行政処分決定書により行うものとする。

（暫定停止の執行）

第27条 免許課長は、暫定停止を執行するときは、暫定停止対象者に対して細則第26条第1項に規定する臨時適性検査通知書（以下「臨時適性検査通知書」という。）を交付した後、規則第30条の4に規定する運転免許取消・停止処分書（以下「処分書」という。）を交付するものとする。この場合において、神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程（昭和54年神奈川県警察本部訓令第7号。以下「行政処分取扱規程」という。）第10条第2項第1号の2に規定する弁明通知書（以下「弁明通知書」という。）を交付するものとする。

- 2 警察署長等が行政処分取扱要綱第32条に規定する執行指示書（以下「執行指示書」という。）により暫定停止を指示された場合の手続については、前項の規定を準用する。
- 3 暫定停止を執行した場合において、暫定停止の被処分者（以下「被処分者」という。）から口頭により弁明があったときの措置は、行政処分取扱規程第10条の定めるところによる。
- 4 免許課長及び警察署長等は、暫定停止を執行する場合において、第23条第2項の臨時適性検査の期日の指定ができないときは、臨時適性検査通知書の交付を行わないことができる。この場合において、免許課長は、速やかに臨時適性検査の期日及び場所を決定し、臨時適性検査通知書を被処分者に交付するものとする。

（執行できなかった場合の措置）

第28条 前条第2項の規定により暫定停止を指示された警察署長等は、被処分者が所在不明等のため、暫定停止の執行ができなかったときは、行政処分取扱要綱第35条第2項に規定する行政処分執行不能報告書に処分書を添付して免許課長に送付するものとする。

（医師の診断に基づく暫定停止）

第29条 免許課長は、第17条第1項第2号若しくは第3号の規定による速報又は第18条の規定による医師からの届出を受理したときは、医師又は暫定停止対象者の疑いのある者から病状等を聴取するなどして、臨時適性検査の必要性を判断するものとする。

- 2 前項の規定により、免許課長が臨時適性検査の必要性を認めた場合又は臨適対象者について主治医に照会した結果、一定の病気等である者との回答を得たものの、免許の取消し又は効力の停止（以下「取消し等」という。）の処分の判断ができない場合における暫定停止の手続については、第25条から前条までの規定を準用する。

（他の公安委員会からの通報を受理した場合の措置）

第30条 免許課長が、他の公安委員会から臨適検討対象者通報書の送付を受けた場合の措置は、第23条及び前条第1項の規定を適用する。

（処分執行後の措置）

第31条 警察署長等は、暫定停止の処分執行をしたときは、被処分者の氏名、暫定停止執行日時、処分日数及び処分番号を原則として暫定停止を執行した日に、免許課長に電話により報告するものとする。

- 2 前項の場合において、警察署長等は、臨時適性検査通知書の写しを作成し、速やかに当該暫定停止の執行指示書及び被処分者の免許証と共に免許課長に送付するものとする。

（処分失効時の留意事項）

第32条 暫定停止執行時の留意事項にあつては、行政処分取扱要綱第33条第1号、第3号、第6号から第8号までの定めるところによる。

（臨時適性検査の結果による処分解除）

第33条 免許課長は、被処分者に対し、第7章の規定に基づき臨時適性検査を実施した場合において、法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号に該当しないことが判明したときは、行政処分取扱規程第7条第1項第4号に規定する運転免許の効力停止処分解除通知書（以下「解除通知書」という。）を被処分者に交付するものとする。

- 2 警察署長は、執行指示書により暫定停止解除の執行を指示されたときは、前項の解除



通知書を被処分者に交付するものとする。

- 3 警察署長は、前項の解除通知書を交付したときは、速やかに当該暫定停止の解除の執行指示書を免許課長に送付するものとする。

(処分登録等)

第34条 免許課長は、暫定停止を執行し、又は解除した日に、行政処分取扱要綱第40条第1項に規定する違反外処分等登録票により、処分又は解除の登録を行うものとする。

(免許証の返還手続)

第35条 免許証の返還手続は、原則として免許課長が行うものとする。ただし、第33条第2項の規定に基づき、警察署長が解除通知書を交付するときは、行政処分取扱要綱第34条（第4号を除く。）の定めるところによる。

## 第7章 臨時適性検査の実施

(警察署長への調査依頼)

第36条 免許課長は、臨時適性検査の実施に当たり必要と認めるときは、臨時適性検査対象者に対する調査依頼書（第16号様式）により、警察署長に調査を依頼するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定により調査したときは、臨時適性検査対象者に対する調査回答書（第17号様式）により回答するものとする。

(通報受理後の措置)

第37条 免許課長は、通報又は届出により臨適対象者を把握したときは、必要により個別聴取、家族等からの病状等についての聞き取り調査、報告書の徴収その他必要な調査を実施し、臨時適性検査の必要性を判断するとともに、措置状況票（第18号様式）によりその経過を明らかにするものとする。

- 2 免許課長は、臨時適性検査の必要性があると認めたときは、臨時適性検査を行うものとする。

- 3 前項の場合において、免許課長は、臨時適性検査を実施したときは、書面により、その経緯を明らかにしておくものとする。この場合において、法第102条第4項及び第5項に規定する臨時適性検査のうち身体の障害に係るものについては、臨時適性検査結果票（第19号様式）を作成するものとする。

(認知機能検査の再受検)

第38条 免許課長は、必要的臨適対象者が法第101条の4第2項又は法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の再受検を希望したときは、これを妨げないものとする。

(他の公安委員会から臨適対象者発見通報を受理した場合の措置)

第39条 他の公安委員会から臨適対象者発見の通報を受理した場合の措置については、第37条の規定を適用する。

(臨適対象者への通知)

第40条 免許課長は、臨時適性検査を実施するときは、あらかじめ臨時適性検査通知書により臨適対象者に通知しなければならない。

- 2 免許課長は、前項の通知を受けた臨適対象者が、次の各号に掲げるやむを得ない理由がなく、臨時適性検査を受けなかったときは、第47条及び第54条の規定に基づき、速やかに効力の停止の上申を行い、その処分期間中に再度臨時適性検査通知書を交付して通

知するものとする。

- (1) 災害
- (2) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- (4) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があった場合

3 免許課長は、前2項の規定による通知を行うときは、臨時適性検査を受けなかった場合における処分の可能性を明確に教示するものとする。

(主治医の診断書による確認)

第41条 免許課長は、臨時適性検査を行うに当たり、主治医の診断によって免許の取得又は継続の可否の判断（以下「可否の判断」という。）ができることと認められる場合において、臨適対象者が当該主治医の診断書を速やかに提出する意思があるときは、第43条各号に掲げる診断書をあらかじめ臨適対象者に交付し、当該診断書の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、免許課長は、提出された当該診断書により可否の判断をすることができないときは、認定医師による臨時適性検査を行うものとする。

(認定医師への依頼)

第42条 免許課長は、政令第39条の2第1項の規定により認定医師に臨時適性検査を依頼するときは、臨時適性検査実施依頼書（第20号様式）により行うものとする。

(診断結果による可否の判断)

第43条 免許課長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる認定医師又は主治医が作成した診断書により可否の判断（この場合において、治癒可能期間の判断を含む。）をするものとする。

- (1) 法第90条第1項第1号若しくは第2号又は法第103条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当する場合 診断書（第21号様式）又は当該診断書と同等の内容が全て記載された診断書
- (2) 法第90条第1項第1号の2又は法第103条第1項第1号の2に該当する場合 診断書（第22号様式）又は当該診断書と同等の内容が全て記載された診断書

(一定期間後に行う臨時適性検査)

第44条 免許課長は、臨適対象者に対して臨時適性検査を実施した結果、当該臨時適性検査では取消し等の事由に該当する者とは認められないが、病状等の進行により一定期間を経過した後に取消し等の事由に該当する者になると疑う理由があるときは、一定期間が経過した後に臨時適性検査を行うものとする。

(診断書の提出及び適性検査の受検命令)

第45条 免許課長は、法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する命令をするときは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 主治医の診断書の提出が期待でき、それによって判断できる場合 第43条各号に掲げる診断書の提出命令
- (2) 前号以外の場合 適性検査の受検命令

- 2 免許課長は、臨適対象者が前項各号の命令に違反した場合は、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、再度当該命令を行うものとする。
- 3 前2項の命令を行う場合における臨時適性検査を受けなかった場合の処分についての教示については、第40条第3項の規定を準用する。

(運転免許試験合格者に対する措置)

第46条 免許課長は、運転免許試験合格者に対する臨時適性検査の通知を行うときは、法第90条第1項第1号から第2号まで及び政令第33条第1項の規定に基づき免許の保留をするものとする。

- 2 免許課長は、前項の通知を受けた臨適対象者が、第40条第2項各号に掲げるやむを得ない理由がなく、臨時適性検査を受けなかったときは、速やかに免許の保留の上申を行い、その処分期間中に再度臨時適性検査通知書を交付して通知するものとする。
- 3 前2項の通知を行う場合の教示については、第40条第3項の規定を準用する。

(行政処分等の上申)

第47条 免許課長は、臨適対象者が第40条第2項各号に掲げるやむを得ない理由がなく臨時適性検査を受けなかったとき又は臨時適性検査を行った場合において、免許の拒否若しくは取消し又は保留若しくは効力の停止に該当すると認めるときは、行政処分取扱要綱第42条に規定する点数制度によらない行政処分上申書（原票）により、公安委員会又は警察本部長に上申するものとする。

- 2 免許課長は、臨時適性検査の結果、免許の取得又は継続が可能と認めるときは、その経緯を書面により明らかにするものとする。

## 第8章 仮運転免許に係る臨時適性検査

(運転適性相談による発見時の措置)

第48条 試験課長は、運転免許保有者のうち仮運転免許を保有しているもの（以下「仮免許保有者」という。）に対して運転適性相談を行った結果、その者を臨適対象者と認めるときは、通報書（乙）を作成し、受理・結果票及び臨適資料を添付するものとする。

- 2 前項の場合において、試験課長は、臨時適性検査依頼書（第23号様式）を作成し、当該通報書（乙）の写しを添付して免許課長に送付するものとする。

(臨時適性検査の通報)

第49条 所属長は、警察活動を通じて、仮免許保有者を臨適対象者と認めるときは、仮運転免許に係る臨時適性検査対象者発見通報書（第24号様式。以下「仮運転免許対象者通報書」という。）を作成し、臨適資料を添付して試験課長に通報するものとする。

- 2 試験課長は、前項の規定による通報を受理したときは、必要により個別聴取、家族等からの病状等についての聞き取り調査、報告書の徴収その他必要な調査を実施し、受理・結果票及び臨適資料を作成して臨時適性検査の必要性を判断するものとする。
- 3 試験課長は、前項の調査の結果、臨適対象者と認めるときは、臨時適性検査依頼書を作成し、臨適資料を添付して免許課長に送付するものとする。

(仮運転免許試験合格者に対する措置)

第50条 試験課長は、仮運転免許試験に合格した者を臨適対象者と認めるときは、通報書（乙）を作成し、受理・結果票及び臨適資料を添付するものとする。

- 2 仮運転免許試験に合格した者を臨適対象者と認めた場合の措置は、第48条第2項の規定

を準用する。

(他の公安委員会からの通報を受理した場合の措置)

第51条 他の公安委員会から仮免許保有者に係る臨適対象者発見の通報を受理した場合の措置については、第49条第2項及び第3項の規定を準用する。

(住所地が神奈川県以外にある場合の措置)

第52条 試験課長は、第49条の規定による通報を受けた場合において、臨適対象者の住所地が神奈川県以外にあるときは、臨適検討対象者通報書を作成し、当該住所地を管轄する公安委員会に仮運転免許対象者通報書及び臨適資料を添付して送付するものとする。

(臨時適性検査の実施)

第53条 免許課長は、試験課長から臨時適性検査依頼書の送付を受けたときは、臨時適性検査を行うものとする。

2 免許課長は、前項の規定により臨時適性検査を行ったときは、当該臨時適性検査の結果を臨時適性検査結果票（第25号様式）により、試験課長に通知するものとする。

(行政処分の上申)

第54条 試験課長は、前条の規定による通知を受理した結果、当該通知に係る臨適対象者について仮免許の拒否又は取消しに該当すると認めるときは、行政処分取扱要綱第42条に規定する点数制度によらない行政処分上申書（原票）により、警察本部長に上申するものとする。

## 第9章 雑則

(プライバシーの保護)

第55条 所属長は、個別聴取その他必要な調査をするときは、臨適対象者等のプライバシー保護及び心情に配慮した応接を行うこと。

(教養)

第56条 主管課長は、警察職員に対する教養を随時行い、本要綱の適正な運用に努めること。

附 則 (省略)